



令和6年3月1日
近畿運輸局

「園福線地域旅客運送サービス継続実施計画」の認定について ～地域が一体となって旅客運送サービスの継続を図ります～

近畿運輸局では、園福線地域旅客運送サービス継続実施計画について、地域公共交通の活性化及び再生に関する法律(平成19年法律第59号)(以下、「地域交通法」という。)に基づき、本日付で認定を行いました。自治体間で連携して作成した計画としては、全国で初めての認定案件になります。

- 地域交通法に基づき、京都府、福知山市、南丹市及び京丹波町から令和5年12月28日付で認定申請のあった「園福線地域旅客運送サービス継続実施計画」について、本日、国土交通大臣による認定を行いました。
- 地域旅客運送サービス継続事業とは、乗合バス等の利用状況や経営状況などを地方公共団体が把握し、今後の事業の維持が困難と見込まれる場合に、地方公共団体の支援を受けつつ交通サービスの提供を維持していく事業です。
- 地方公共団体・交通事業者のみならず、交通に関わる様々な主体が相互に協力して、効率的かつ効果的な交通サービスの提供を確保することが期待されます。
- 近畿運輸局では、今後とも地域交通法に基づく地域旅客運送サービスの確保に向けた取組を予算・ノウハウ面で支援してまいります。

【計画に基づいて実施される事業(地域旅客運送サービス継続事業)の内容】

- 福知山市、京丹波町、南丹市を結ぶバス路線(園福線)が廃止されるため、京都府、福知山市、南丹市及び京丹波町が公募により、新たなサービス提供者を選定し、運送サービスを継続

【添付資料】

- ・園福線地域旅客運送サービス継続実施計画
- ・(参考)地域旅客運送サービス継続実施計画とは

(配布先)

青灯クラブ
近畿電鉄記者クラブ
京都府政記者クラブ
京都経済記者クラブ

(問い合わせ先)

近畿運輸局 交通政策部 交通企画課
担当：酒井・原田・藤原
電話：06-6949-6409

園福線地域旅客運送サービス継続実施計画

- 京都府福知山市～南丹市間で西日本ジェイアールバス(株)が運行する園福線は、沿線人口の減少などにより、利用者が過去30年間で大幅に減少したこと等により、運行維持が困難となり令和6年3月末をもって廃止予定
- 園福線は中学校や高校の通学、通院など地域生活に欠くことのできない移動手段であり、関係自治体（京都府、福知山市、南丹市、京丹波町）及び地元関係者と路線維持に向けて検討、協議を重ね、廃止代替で路線を維持する地域旅客運送サービス継続事業を活用することとなった。
- 令和5年3月から4月にかけて運行予定事業者を公募し、5月に福知山市域の運行を京都交通(株)、南丹市、京丹波町域の(有)中京交通に選定
- 現行の運行水準を確保しつつ、地域ニーズに対応した路線の見直しや運賃の値下げによる利便性向上や経営改善による運行継続を目的とした園福線地域旅客運送サービス継続実施計画を作成

事業概要

- 現行と同様の運行水準を確保
- 京都交通と中京交通がそれぞれの区間を分担して運行を行い、地域間を切れ目なく移動できるよう、可能な限りダイヤ接続を調整し、円滑な移動を確保
- 地域のニーズに対応してダイヤ設定を行うとともに、福知山駅から福知山市民病院までの路線延伸や商業施設へのバスの乗り入れなど利便性を向上
- 運賃について、現行の10円単位から50円単位のわかりやすい運賃体系に変更するとともに、全区間で運賃を引き下げ、沿線の高校へ通学する生徒など、バス利用者の負担軽減を図る。
 - ・園部駅東口～福知山駅間(※) 1,800円 (▲370円)
 - ・園部駅東口～桧山間 600円 (▲210円)
 - ・桧山～菟原間 500円 (▲180円)
 - ・菟原～福知山駅間 700円 (▲240円)
 - ・福知山駅～市民病院間 200円 (新設)
 (※)桧山・菟原で乗り換えした場合の運賃

事業効果

- 地域の交通事業者が路線を分割して運行することで経営を効率化
- 地域ニーズに対応し、病院や商業施設に乗り入れることで利用者の増加が図られる。
- 事業の効率化により、運賃値下げが可能となり、通学利用などの負担が軽減される。

福知山市		福知山市（一部）、南丹市、京丹波町	
継続事業者	京都交通(株)	継続事業者	(有)中京交通
運行区間	市民病院～丹波大身	運行区間	園部駅東口～下ノ段



- ・作成自治体：京都府、福知山市、南丹市、京丹波町
- ・実施期間：令和6年4月～令和9年3月

(参考)地域旅客運送サービス継続事業とは

背景 地方部を中心に、鉄軌道や路線バス等の廃止に至る事例が増えている中、地域の関係者が一体となって、廃止後の代替サービスを確保することが必要。

概要 地域公共交通の維持が困難と見込まれた場合、地方公共団体による公募により、新たなサービス提供者を選定し、地域における旅客運送サービスの継続を図る事業。

事業スキーム

地方公共団体が、路線バス等の**維持が困難な状況を把握**（乗合バス事業者等からの相談・情報提供等）



地方公共団体が、既存の事業者を含めた関係者と協議し、地域公共交通計画へ**地域旅客運送サービス継続事業**を位置付け



多様な選択肢を検討の上、**実施方針**を策定し、**公募**により新たなサービス提供事業者等を選定



地方公共団体が、サービス提供事業者と連携して、**地域旅客運送サービス継続実施計画**を作成、国土交通大臣の認定を受けた場合、**法律上の特例措置**（事業許可等のみなし特例等）

事業の実施イメージ（一例）

